

五、本事務の施行にあたつては、各省は協力して事務の円滑な運営を期するものとする。

以上

○災害復旧事業に対する国庫負担率算定についての覚書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に伴い都道府県災害復旧事業費に対する国庫負担率の算定については、建設、運輸、農林の三省に関連があるので、算定事務については左記により取扱うものとして、ここに覚書を作成して交換するものとする。

昭和二十六年五月十九日

建設次官 中田政美
運輸次官 秋山竜
農林次官 山添利作

記

- 一、都道府県災害復旧事業費に対する国の負担率の算定については、建設省において各省の提出する資料に基き、取りまとめの事務を行うものとする。
- 二、前項により負担率が定つたときは、建設省は遅滞なく各省に通知するものとする。
- 三、災害発生の年において、災害発生に伴い主務大臣が事業費を決定したときは、各省はその都度建設省に資料を提出し建設省はこれに基き第一項の負担率算定の準備をするものとする。
- 四、本覚書に基づく事務を行うため、各省は災害復旧事務担当者を定めて事務の迅速な連絡調整に当らしめるものとする。